

扶養親族数	ひとり親家庭等医療費助成	
	ひとり親家庭等本人	配偶者・扶養義務者・ 孤児等の養育者
0 人	192万円	236万円
1 人	230万円	274万円
2 人	268万円	312万円
3 人	306万円	350万円
4 人	344万円	388万円
5 人	382万円	426万円
6人以上	1人につき38万円加算	

※この表により比較する所得額は、対象者の収入から給与所得控除額等を控除し、養育費の8割相当額を加算した額から8万円を控除した額です。

※所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）、老人扶養親族または特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族または控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）という。）がある場合には、上記の額に次の額を加算した額

1. 本人の場合

ア 同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族1人につき10万円

イ 特定扶養親族等1人につき15万円

2. 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

【所得控除額一覧】

種類	控除額
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金 配偶者特別控除	控除相当額
障害者・寡婦（夫）・勤労学生	27万円
特別障害者控除	40万円
寡婦の特例該当者控除	35万円

※寡婦（夫）控除は、母または父の所得額から控除しません。（配偶者、扶養義務者及び養育者が対象となります。）